

○ヤマザキ学園大学動物飼育管理部会規程

平成26年6月1日

制定

(設置)

第1条 ヤマザキ学園大学において動物愛護の精神に則り動物の飼育管理を実施するため、ヤマザキ学園大学教務委員会(以下「教務委員会」という。)規程第1条第2項に基づき、教務委員会のもとに動物飼育管理部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、教務委員会からの付託に基づき次の事項を検討・実施し、必要に応じてその結果を教務委員会に報告する。

- (1) 動物の飼育管理に要する施設・設備等に関すること。
- (2) 動物の飼育管理体制に関すること。
- (3) 部会の管理下にある動物を用いた教育・研究に関する付帯事項
- (4) その他動物の飼育管理に必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 教務委員会委員長が専任教職員の中から指名する者
- (2) 動物飼育管理実習担当責任者(教育支援室)

(部会長等)

第4条 部会の部会長は、教務委員会委員の中から教務委員会委員長が指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。
- 3 部会に、部会長の指名により副部会長を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の開催等)

第6条 部会の開催は、過半数の委員の出席を要する。

- 2 部会長は必要に応じて、教職員他を随時出席させることができる。

(事務)

第7条 部会の事務は、大学事務局学生支援部教務・学生課及び法人本部管理部管理課において行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、教務委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から制定施行する。

附 則 (平成28年10月17日教授会承認)

この制定は、平成28年10月17日から改正施行する。

附 則 (平成29年4月17日教授会承認)

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。